

京都市告示第561号

生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）による医療支援給付のための医療及び施術を担当する機関から、生活保護法第50条の2及び第51条第1項（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定による事業の廃止等の届出がありました。

平成27年2月6日

京都市長 門川大作

医療機関廃止

名 称	所 在 地	廃止年月日
医療法人慈友会今井診療所	東山区三条通大橋東入大橋町102田中ビル3階	平成26年11月30日
奈波歯科医院	南区西九条比永城町120カーサ奈波2F	平成26年11月24日
アクア薬局	右京区嵯峨苅分町26-21	平成26年10月31日

施術所名称・所在地変更

施術者	変更前施術所名称及び所在地	変更後施術所名称及び所在地	変更年月日
北川 忠史	S&C RUN鍼灸院 右京区西京極西池田町29 サンハイツ西京極205	鍼灸35番館 右京区西京極畔勝町54-1 西京極ガーデンハイツ111	平成26年12月1日
上野 昭吾	じゅうに 右京区西院三蔵町3-8	マッサージじゅうに治療院 右京区山ノ内瀬戸畑町15-8	平成26年12月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)